

## 9. 奨学金の休止

奨学生が休学又は長期欠席（当該年度60日間以上）した場合は、その期間奨学金の給付を休止することがある。

## 10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- （1）疾病又は傷害のため退学し、復学の見込みが無くなった場合
- （2）停学又は退学等の処分を受けた場合
- （3）学業成績又は素行が不良となった場合
- （4）奨学金を必要としない事由が生じた場合
- （5）退学又は転学し、奨学金を必要としなくなった場合
- （6）虚偽の申請をした場合
- （7）課題図書 of 読書感想文の提出率が、理由なく年間6割未満の場合
- （8）その他奨学生として適当でない事由が生じた場合

## 11. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 12. 願書等の郵送先及び照会先

（事務局）〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部

公益信託課 <sup>ひとし</sup>人志奨学基金担当

TEL：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

FAX：03-5328-0586

E-mail：koueki\_post@tr.mufg.jp

※学校奨学金担当者以外の照会は原則受付いたしません。

以 上